区 地 域 福 祉

1 民生委員・児童委員

------保健福祉政策課·総務企画係

(1) 民生委員·児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。 社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っ ています。

また、すべての民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や 子育ての不安等に関する相談や支援を行っています。

①配置基準 170~360世帯に1人(中核市の場合)

②佐世保市の定数 628人(令和5年4月1日現在)

③任 期 3年(現委員の任期は令和7年11月30日まで)

④職務 〈1〉住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握する。

- 〈2〉担当地区内で援助を必要とする人に対し、適切な助言や援助を行う。
- 〈3〉関係行政機関及び関係団体と連携を保ち、その業務に協力する。
- 〈4〉地域の人々の福祉向上を図るための相談や訪問活動を行う。
- 〈5〉各種会合・研修会への参加など

(2) 主任児童委員

主任児童委員とは平成6年に創設された制度で、児童福祉活動を専門に行う児童委員として、 民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名します。

地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当児童委員の活動をサポートしています。

① 配置基準 地区民生委員児童委員協議会を組織する民生委員・児童委員の定数に基づき 配置されます。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数			
39人以下	2人			
40人以上	3人			

②佐世保市の定数 68人(令和5年4月1日現在)

③任 期 3年(現委員の任期は令和7年11月30日まで)

④職務 〈1〉児童福祉に関する事項を専門的に担当する。

- (2) 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行う。
- 〈3〉区域を担当する児童委員の活動に必要な援助・協力を行うなど。 ※主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会の範囲での活動を行います。

(3)地区民生委員児童委員協議会

市内では、下記の33地区に民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」)が設置されています。地区民児協の代表者を「会長」といいます。

33地区民児協は、集合して佐世保市民生委員児童委員協議会連合会を組織し、民生委 員・児童委員活動の推進を目的に、①地区民児協相互の連絡調整、②研修や行事の開催、 ③調査研修並びに資料・情報の交換、④関係機関・団体との連絡提携などの活動を展開し ています。

地区民生委員児童委員協議会一覧表 (令和5年12月1日現在)

	地区区工安貝		只加战五	一見衣	(市和5年12月1日現住)
地区名	会長氏名	民生委	員·児童委員	定数	担当地区
70,000	42771	区域担当	主任児童委員	計	72-7-012
宮	伊藤雄三	8	2	10	宮支所管内
三川内	桒 野 健 次	14	2	16	三川内支所管内
針 尾	坂 口 知 久	7	2	9	針尾支所管内
江 上	鴨川勝信	13	2	15	江上支所管内
広 田	長谷川康雄	16	2	18	広田中学校区
早 岐	久保田 直樹	35	2	37	早岐中学校区
日 宇	岩 﨑 善 光	45	3	48	日宇支所管内
天 神	本多良一	20	2	22	天神•港小学校区
福石	西浦 惠滿子	16	2	18	福石小学校区
木 風	中島正行	11	2	13	木風小学校区
潮見	永 田 洋 子	10	2	12	潮見小学校区
白 南 風	深町なお	13	2	15	白南風小学校区
小佐世保	澤田和則	14	2	16	小佐世保小学校区
戸 尾	松 永 亨	11	2	13	旧戸尾小学校区
光園	前 川 義 英	17	2	19	旧光園小学校区
山 手	近藤 幹男	14	2	16	山手小学校区
清 水	豊 村 雅 秀	17	2	19	清水小学校区
大 久 保	須 藤 廣 光	13	2	15	大久保小学校区
金比良	嬉 野 憲二	15	2	17	金比良小学校区
春 日	橋 口 洋 子	15	2	17	春日小学校区
宇 久	永島 厚子	11	2	13	宇久行政センター管内
大 野	河 内 秀 之	38	2	40	大野支所管内
赤崎	佐々木 英志	13	2	15	赤崎小学校区
九十九	佐 伯 公 子	8	2	10	船越・庵浦・俵ヶ浦小学校区
中里皆瀬	福 田 京 子	25	2	27	中里皆瀬支所管内
柚木	小川 則弘	13	2	15	柚木支所管内
相補	末 吉 睦 子	50	3	53	相浦支所管内
黒 島	岡 京 子	4	2	6	黒島支所管内
吉井	松瀬茂雄	14	2	16	吉井支所管内
世知原	堤 幸 江	12	2	14	世知原支所管内
小佐々	山本トシ子	18	2	20	小佐々支所管内
江 迎	濱野 かほる	16	2	18	江迎支所管内
鹿町	出口智美	14	2	16	鹿町支所管内
合 計	33地区	560	68	628	

(4)民生委員・児童委員の活動状況(令和4年度)

					内容別	相談・支	援件数				
	在	介	健	子	子	子 学	生	年	仕	家	住
			康	育	ど	ど		金			
	宅	護	•	て	Ł	も校		五.		族	
			保	• 母	の 地	の	活	•			
	福	保	健	子	域	教 生		保		関	
			医	保	生	育					
	祉	険	療	健	活	· 活	費	険	事	係	居
民生委員	889	555	2,102	378	4,725	1,871	291	89	119	687	374
(再掲) 主任児童 委員	9	23	22	49	896	654	2	6	1	48	14

	内	容別相談	₹•支援件	数		分野別	相談•支	援件数	
	生	日	そ		高	障	子	そ	
	.	常			齢 者	がい	ども		
	活	的	Ø	計	に 関	者に思	に 関	の	計
	環	な			す	関するこ	す		
		支			るこ		るこ		
	境	援	他		と	と	と	他	
民生委員	1,543	11,275	6,790	31,688	16,161	915	10,403	4,209	31,688
(再掲) 主任児童 委員	27	348	418	2,517	218	6	2,026	267	2,517

			その他の	活動件数	ζ		訪問	回数	連絡調	整回数	活	
	調	行 会	地自	民	証	要	発	訪	そ	委	そ	
	查	事議	域	児		保	見	問			0)	34
	•	^	福主	協	明		の	•		員	他	動
	実	· 0	祉	運		護	通	連	\mathcal{O}		Ø BB	
	態	事参加	活活	営	事	児	告 •	絡		相	関 係	日
	把	業協	動	研		童	仲	活			機	
	握	· 力	• 動	修	務	の	介	動	他	互	関	数
民生委員	4,477	12,313	49,199	21,170	2,088		98	69,722	36,643	50,432	31,622	105,039
(再掲) 主任児童 委員	137	1,662	5,447	2,221	15		9	810	813	7,835	5,438	10,774

2 避難行動要支援者支援制度

保健福祉政策課・地域福祉推進室

災害対策基本法では、市町村長は要配慮者(高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者) のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で特に支援を要する方(避難行動要支援者)を 把握し、その名簿(避難行動要支援者名簿)を作成することが義務付けられています。

また、その名簿に掲載された方のうち、本人が地域の民生委員や町内会等(避難支援等関係者)への情報提供に同意された方の情報については、市は平常時から避難支援等関係者に提供しています。

この名簿を活用し、地域の避難支援等関係者は平常時からの見守りや災害時の情報伝達、避難誘導等の避難支援を実施します。

(1)避難行動要支援者

避難行動要支援者とは災害発生時等に指定された避難所まで自力で避難することが困難で、特に支援を要する方です。

本市では、在宅で次のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ①要介護認定3~5を受けている方
- ②一人暮らしの高齢者(65歳以上)又は高齢者のみの世帯に属する方で、要介護認定1~ 2を受けている方
- ③身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の方で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある方
- ④療育手帳のA、A1又はA2を所持する方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する方
- ⑥特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している方
- (7)本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- ⑧従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている方
- ⑨その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

(2)避難支援等関係者

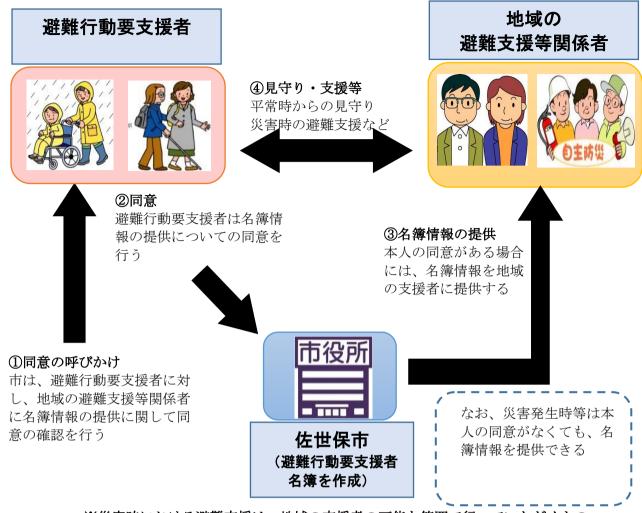
避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、平常時からの見守りや災害時の情報伝達、 避難場所への誘導等の支援を実施する方です。

ただし、災害時における避難支援は、可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

本市では、次のとおり避難支援等関係者を定めています。

- ①佐世保市消防局
- ②消防団
- ③長崎県警察
- ④民生委員
- ⑤佐世保市社会福祉協議会
- ⑥自主防災組織
- (7)町内会等その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(3) 避難行動要支援者への支援体制



<u>※災害時における避難支援は、地域の支援者の可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。</u>

(4) 避難行動要支援者名簿掲載者数(令和5年4月1日時点)

	支援が必要な理由	名簿掲載者数
1	要介護認定3~5を受けている者	2, 554
2	一人暮らしの高齢者(65歳以上)又は高齢者のみの世帯に属する方で、要介護認定1~2を受けている方	3, 905
3	身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の方で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある方	1, 791
4	療育手帳のA、A1又はA2を所持する方	588
5	精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する方	1, 681
6	特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している方	5
7	本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者	10
8	従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている方	714
9	その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者など	434
	合 計(重複を含む)	11,682
	実 数	10, 460

3 福祉避難所

————— 保健福祉政策課·地域福祉推進室

(1) 福祉避難所

福祉避難所とは、「高齢者、障がい者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす」方々が、状態に応じて安心して生活できるよう、「何らかの特別な配慮がされた」避難所です。

一般的には、2次避難所として位置付けられ、地区コミュニティセンター等の避難所での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合、施設管理者に開設を要請します。

なお、福祉避難所までの移動、福祉避難所からの移動に関しては、ご家族等により行っても らうことが原則です。

また、食料や着替え等、個人に係る生活費用については、原則として本人に負担していただきます。

(2) 対象者

福祉避難所への入所対象者は、基本的には、高齢者、障がい者等、一般的な避難所では生活に支障を来たすと市の保健師が判断した避難行動要支援者の方々です。

本市では、次のいずれかに該当する方を避難行動要支援者と定めています。

- ①要介護認定3~5を受けている方
- ②一人暮らしの高齢者(65歳以上)又は高齢者のみの世帯に属する方で、要介護認定1~ 2を受けている方
- ③身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の方で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある方
- ④療育手帳のA、A1又はA2を所持する方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する方
- ⑥特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している方
- ⑦本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- ⑧従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている方
- ⑨その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

(3) 福祉避難所指定施設数

- ①養護老人ホーム 2施設
- ②特別養護老人ホーム 20施設
- ③ケアハウス 6 施設
- ④介護老人保健施設 8施設
- ⑤障害者支援施設 6 施設

4 地域福祉の推進

保健福祉政策課・地域福祉推進室

(1) 佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の推進

近年、少子高齢化や核家族化の進行、近隣住民のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、 地域住民の課題は複雑・多様化し、制度の枠組みだけでは解決することが困難な課題が増えていま す。

こうした状況に対して、行政だけではなく、市民をはじめ、専門機関、関係団体、企業など、多様な主体が、自助・互助・共助の主体的活動を行い、協力し支えあいながら地域の課題の解決に取り組む「地域福祉」の考え方が必要です。

本市では、佐世保市社会福祉協議会と共同で『佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画』を策定し、この計画に基づき市全体における地域福祉の推進を図っています。

[第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の基本理念]

一人ひとりが役割を持ち、地域で支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現

(基本目標1) 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

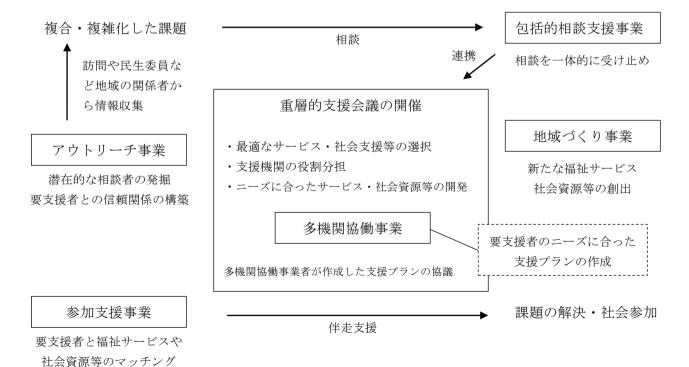
(基本目標2) 地域における福祉活動の充実と人材育成

(基本目標3) 自立した生活を支える福祉サービスの展開

(2) 重層的支援体制整備の構築と推進

重層的支援体制整備は、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業、から構成される事業で、庁内の相談機能や連携体制の機能強化を図り、関係機関とも更なる連携を強化することで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図るものです。

本市においても移行準備を令和5年度から実施し、体制構築に向けた段階的な取組の推進を図っています。



【社会福祉協議会】

全国の市区町村及び都道府県単位に組織されており、地域住民や福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、地域福祉を推進する団体です。市町村の社会福祉協議会は、社会福祉法で次の事業を行うよう定められています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) ボランティア活動の振興
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) (1)から(4)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

(1) 佐世保市社会福祉協議会の概要

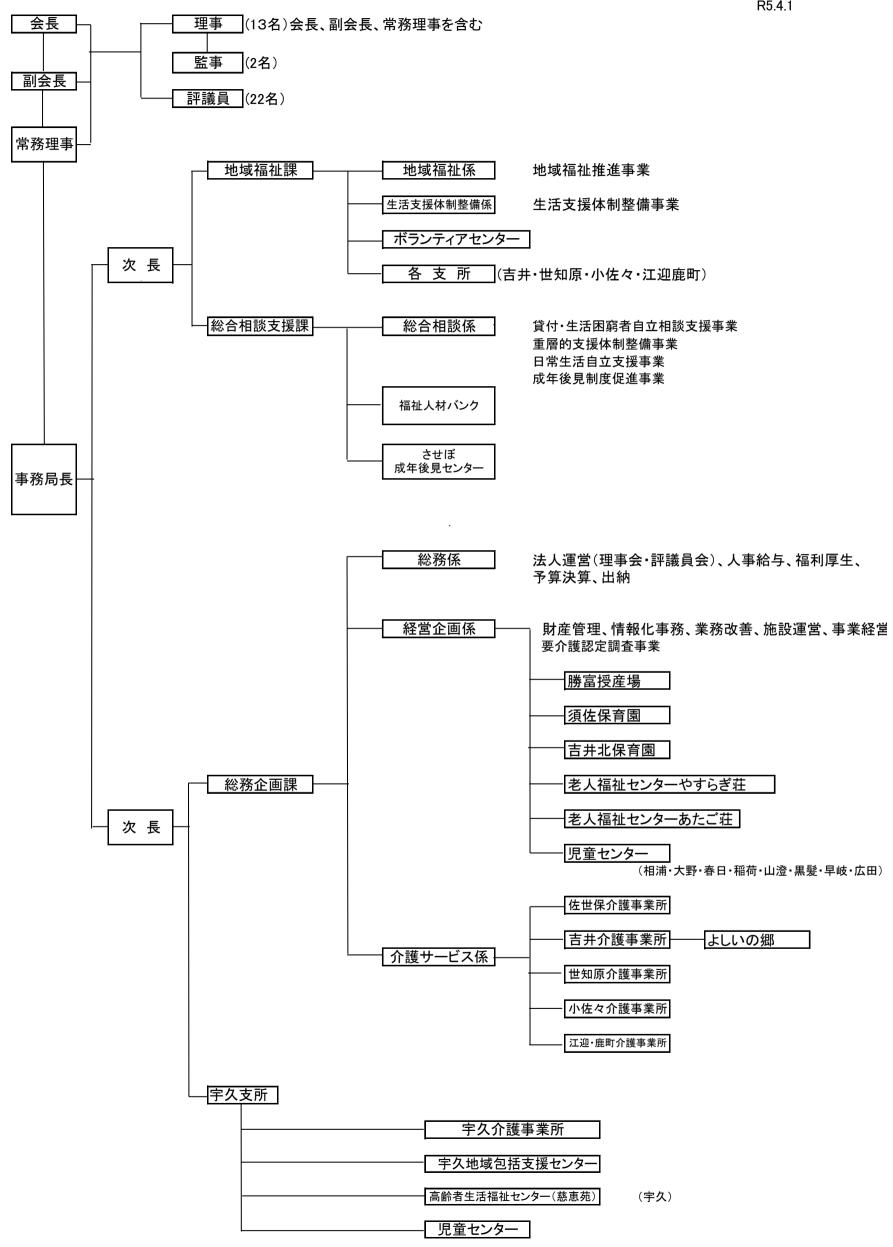
①**所在地** 佐世保市八幡町6番1号 Th 23-3174

②設立年月日 昭和32年11月30日

③目的 佐世保市社会福祉協議会は、佐世保市における社会福祉事業その他の社会福祉を 目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉 の推進を図ることを目的としています。

佐世保市社会福祉協議会 組織図

R5.4.1



(3) 主要な事業

①地域活性化の促進

- 〈1〉地区福祉推進協議会・地区自治協議会福祉関係部会との連携・支援
- 〈2〉生活支援体制整備事業

②ボランティア・市民活動の推進

- 〈1〉ボランティアセンターの運営
- 〈2〉ボランティアの育成研修 (ボランティア団体への研修費の補助、入門講座等各種研修会等の開催、)
- 〈3〉災害ボランティア活動推進事業 (災害ボランティアネットワーク連絡協議会の開催、災害ボランティア講演会の開催)

③福祉教育·人材育成

- 〈1〉ふくし教育の実践(学校・企業・地域)
- (2) ふくし教育実践体制の基盤づくり
- 〈3〉ふくし教育学習会の開催
- 〈4〉ふくし教育推進委員会の設置・開催
- 〈5〉地域福祉講演会の開催

④活動啓発・情報収集及び提供

- 〈1〉社協だよりの発行
- 〈2〉ボランティア・NPO関係広報紙「くれよん」の発行
- 〈3〉「地域福祉かわら版よも一で」の発行
- 〈4〉ホームページによる広報
- 〈5〉地域福祉カルテの作成
- (6) 社会資源情報の収集整備 (福祉に関する相談窓口や各種福祉サービスに関する情報、NPO・市民活動団体等の情報)

⑤地域活動支援

- 〈1〉福祉団体の支援(地域で活動する福祉団体への運営費・事業費助成)
- (2) 社会福祉センターの運営(佐世保・宇久)
- 〈3〉赤い羽根子どもの遊び場の整備

⑥ボランティアによる在宅サービス

- 〈1〉ふれあいネットワーク支援事業
- 〈2〉ふれあい食事サービスへの助成
- 〈3〉ふれあいいきいきサロンの支援・推進
- 〈4〉地域共生サロン(地域の居場所)づくり

⑦相談・援助による生活支援

- 〈1〉日常生活自立支援事業
- 〈2〉成年後見制度促進事業
- 〈3〉させぼ成年後見センター事業
- 〈4〉生活困窮者自立相談支援事業
- 〈5〉 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業
- 〈6〉福祉人材バンク事業
- 〈7〉資金貸付事業(生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金、福祉資金)
- 〈8〉見舞金等配付事業
- 〈9〉福祉車両・機器の貸出

⑧介護・介護予防サービス

- (1) 居宅介護支援事業
- 〈2〉訪問介護事業·障害者居宅介護事業
- 〈3〉通所介護事業
- 〈4〉訪問入浴介護事業
- 〈5〉認知症対応型共同生活介護事業 (グループホーム)
- 〈6〉地域包括支援センター事業

⑨その他の事業

- 〈1〉共同募金運動への協力
- 〈2〉要介護認定調査事業

⑩施設の経営

- 〈3〉 吉井北保育園 (吉井町直谷1065-1 Ta64-2027)
- 〈4〉老人福祉センターやすらぎ荘(花園町10-35 №22-9257)
- 〈6〉 高齢者生活福祉センター慈恵苑(宇久町平1911-1 120959-57-3116)
- 〈7〉市立児童センター9館

(4) 生活福祉資金

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

②「生活福祉資金」及び「臨時特例つなぎ資金」長崎県貸付条件等一覧表 令和5年4月1日改訂

【生活福祉資金】

【生活福祉資金	<u> </u>	(注)債務者が貸付え	<u> 利金を定められ</u>	た償還期限までに償	<u>還しなかったときは、</u>	延滞元金に	つき年3.0%の延済	帯利子る	を徴収す	<u>する。</u>
資 金	の種類	内容	貸付	限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	<u></u>	対象世帯	帯
1 総合支援資金	(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間)	2人以上世帯	月額200,000円以内]					
		(員 13 25 月日) 原則3ヶ月とし最大12ヶ月(延長は3ヶ月ごと3回)まで	単身世帯	月額150,000円以内]					
	(2) 住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ● 敷金、礼金等 ● 入居に際して当初の支払を要する賃料、公益								
		費、管理費 ● 不動産仲介手数料● 火災保険料● 入居保証料		400, 000円以内						
	(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要かつ日常生活費で賄う								
		ことが困難である費用 ◆ 失業等による場合に、新たに就業するための必要な支度費、技能習得費等			連帯保証人あり 無利子					
		● 現に居住している住宅の家賃が高い等生活を 立て直すために転居が必要な場合に、転居費 用、家具什器費等			連帯保証人なし	最終貸付 の日から 6ヶ月以内	10年以内	生	活困窮	渚
		● 住居確保給付金を併せて申請している場合 に、家具什器費等			年1.5%					
		● 公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費		600, 000円以内						
		● 過大な負債を負っている場合に、債務整理するために必要な経費 (なお、債務整理のための借り換え資金及び裁判所への予納金は除く。また、債務整理のための弁護士等費用については、法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援が優先する。)								
2 福祉資金	(1) 福祉費	① 生業費		4, 600, 000円以内	1	6ヶ月以内	 10年以内	低	障	高
			期間6ヶ月程度	1, 300, 000円以内	_	0 / / / / /	8年以内	低	障	_
			期間1年程度	2, 200, 000円以内	_		10年以内	'-		
		② 技能習得費	期間2年程度	4, 000, 000円以内	_	6ヶ月以内	12年以内			
			期間3年以内	5, 800, 000円以内	連帯保証人あり		15年以内			
		③ 住宅整備費	原		無利子]	原則なし	原則7年以内	低	障	高
		④ 福祉用具購入費		1, 700, 000円以内	_ 	原則なし	8年以内	_	障	高
		⑤ 障害者自動車購入費		2, 500, 000円以内	│ │ │ 連帯保証人なし	原則なし	8年以内	_	障	_
			期間1年以下	1, 700, 000円以内			8年以内	低	_	高
		⑥ 療養費	期間1年超 1年6ヶ月以内	2, 300, 000円以内	─ 【例外】	6ヶ月以内	8年以内			
			期間1年以下	1, 700, 000円以内	一方記② かは生計中		8年以内	_	障	高
		⑦ 介護等費	期間1年超 1年6ヶ月以内	2, 300, 000円以内	- 心者(世帯主)が連 - 帯借受人となる場 - 合、連帯保証人をた	6ヶ月以内	8年以内			
		⑧ 災害臨時費		原則1, 500, 000円以内	┤合、運帯保証人をた ┘ てなくとも無利子	6ヶ月以内	原則7年以内	低	障	高
		⑨ 冠婚葬祭費		500,000円以内		原則なし	3年以内	低	障	高
		⑪ 住居移転等費		500,000円以内	1	原則なし	3年以内	低	障	高
		⑪ 技能習得等支度費		500,000円以内	=	6ヶ月以内	3年以内	低	障	高
		① その他日常一時必要費		500,000円以内		原則なし	3年以内	低	障	高
2 数本十点次人	(2) 緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合 に貸し付ける少額の費用		100,000円以内	無利士	2ヶ月以内	1年以内	低	障	高
3 教育支援資金	(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校		-		10년 이름			
			高等専門学校		_	;; 44	10年以内 または			
			短期大学			卒業後 6ヶ月以内	15年以内		低所得	‡
	(2) 計學士卒書	古体尚扶 古体事明尚持 左切上光 上光久了光	大学	月額65,000円以内	<u> </u>	- , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	または 20年以内			
	(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学 に際し必要な経費		500,000円以内	I		I SOL 1			

- *福祉資金福祉費の内、上記③、⑧の貸付限度額について、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還期間は15年以内とする。
 *福祉資金福祉費の内、上記③、④、⑤、⑨、⑩、⑫については、消費資金として原則据置無しとする。ただし必要と認められる場合は6ヶ月以内の据置を認める。
 *福祉資金福祉費の対象世帯欄の略語は次の通り。低:低所得世帯、障:障害者世帯、高:高齢者世帯。

*教育支援資金は、同一就学者の借入総額(生活福祉資金の他の借り入れ、他制度奨学金等を含む)に応じて償還期限を設定できる(総額270万円超:20年以内、総額180万円超:15年以内、左記以 外:10年以内)。

4 不動産担保型 生活資金	!(1)不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300, 000円以内	推定相続人の中から 連帯保証人を選任 年3% 又は 長期プライムレート のいずれか低い方	契約の	据置期間	高齢者
	(2) 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の7割 (集合住宅は5割) 月額=生活扶助費×1.5 一収入充当額	年3% 又は 長期プライムレート のいずれか低い方	終了後 3ヶ月以内	終了時	高齢者 かつ 生活保護

【臨時特例つなぎ資金】

(注) 臨時特例つなぎ資金は、延滞利子は徴収しない。

	ツリング	<u>C 只 y</u>	<u> </u>								(元)	四吋付例 フなら貝並は、延滞で	リーは政权しない。
Ì	金 σ) 種	類	内	容	貸	付	限	度	額	連帯保証人 貸付利子	償還期間	対象世帯
1 臨時特	例つなぎ	資金		(1) 離職者を支援する 貸付制度の申請を り、かつ当該給付 窮していること	い離職者に対して、当該				100,	, 000円以内	連帯保証人不要 無利子	公的給付金又は公的貸付金の交付を受けたときから1ヶ月以内 却下されたときは、却下のときから1ヶ月以内 これによりがたい場合には、1年の期間内で月賦償還 (据置期間) なし	住居のない 離職者

6 地区福祉推進協議会

社会福祉協議会

地区福祉推進協議会は、地域住民の社会福祉への積極的な参加を促進し、社会連帯性の強化を図りながら、地域ぐるみで「福祉のまちづくり」を推進している団体です。現在市内の33地区民生委員児童委員協議会の単位ごとに設置されており、主に地域の各団体等の代表者で組織されています。

関係機関、団体と密接な連絡を図りながら、地域の特性を生かした独自の活動を展開しています。

なお、第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画に基づく地域団体との再編・合流により、市内4地区において地区自治協議会と再編・合流を行い、保健福祉関係の部会として活動を展開しています。

(1)活動内容

- ①地域福祉を推進するための調査及び研究
- ②地域福祉を推進するための企画及び実施
- ③地域福祉を推進するための広報及び啓発活動
- ④地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- ⑤佐世保市社会福祉協議会との連携
- ⑥その他、目的を達成するために必要な事業

(2) 構成委員

- ①民生委員·児童委員·主任児童委員
- ②町内代表者
- ③婦人部代表者
- ④小中学校長
- ⑤老人クラブ代表者
- ⑥警察署(駐在所、交番)
- ⑦消防署など

社会福祉協議会

市内では、地域や福祉施設をエリアとした、さまざまな分野のボランティアが活発に活動しています。佐世保市(保健福祉部)では、こうした市民のボランティア活動を支援するとともに、一層の活動推進を図るため、社会福祉協議会が実施しているさまざまなボランティア事業を助成しています。

[主な支援策]

- 【1】ボランティアセンター運営費の補助
- 【2】社会福祉協議会のボランティア活動推進事業の支援
 - ①ボランティア研修会等の開催
 - ②ボランティア (グループ) 研修費の助成
 - ③食事サービスボランティアに対する活動費の一部助成

(1) ボランティアセンター

福祉ボランティアに限らず、国際交流やまちづくり、自然保護など、さまざまな活動を行う市民ボランティアの支援と活動のより一層の充実拡大を図ることを目的に、戸尾町のさせぼ市民活動交流プラザ内に開設しています。

センターでは、ボランティアコーディネーターが常駐し、ボランティア活動に参加したい、 支援を受けたいなどの各種相談の受付をはじめ、ボランティア・NPO活動支援のためのさま ざまな事業を行っています。

①**所在地** ・事務所 佐世保市戸尾町5-1させぼ市民活動交流プラサ 1階 TEL23-3905 Fax42-0102

・研修室 佐世保市花園町101-1 (旧バリアフリー生活館)

②開設年月日 平成8年9月23日 (H17.3.27 現地へ移転)

③運営主体 佐世保市社会福祉協議会

4)開館日時 火曜~土曜 10:00~18:45

日 曜 10:00~17:00

※ただし、月曜・祝日、させぼ市民活動交流プラザ休館日及び年末年始

(12月29日~1月3日) は休館

(5)業務内容 (1) ボランティア・NPO活動に関する紹介、相談事業

〈2〉ボランティア・NPO活動に関する活動支援事業

〈3〉ボランティア活動者・団体の養成、資質向上に関する事業

〈4〉 ボランティア・NPO活動の啓発及び情報提供に関する事業

〈5〉ボランティア・NPO活動についての調査、研究及び情報収集に関する事業

〈6〉学校、地域、施設、企業における福祉教育の推進

(2) 一般ボランティアグループ

以下の表はボランティアセンターに登録しているグループ・団体です。

(令和5年4月1日現在)

グループ名	代表者名	活動内容	会員数
点訳ボランティア 佐世保ありの会	中島照子	点訳活動、点訳講演会の開催	2 5
佐世保音声訳の会	山田 千恵子	音訳CD・デイジー図書作成、朗読学習	4 5
佐世保手話サークル 親ゆび小ゆび	副島輝美	各種行事の手話通訳、手話講習会	8 4
布の絵本の会	渕野 洋子	布の絵本制作及び寄贈	9
手話グループ 「明るい手」	佐々木美穂子	手話学習、ろうあ者との交流、支援	1 2
ガールスカウト 長崎県第4団	松田 佳代	自然体験活動や奉仕活動、青少年会議ギャザリング等	6
むぎのほ会	横山 浩子	福祉施設でのフラダンス、日本舞踊による交流	2 6
佐世保国際交流ボラン ティア協会(FIS)	菊池 善明	日本文化紹介、日本語学習指導、国際交流イベント	7 6
ユニバーサルライフ 研究会	下釜 豊広	福祉用具や住宅改修の普及啓発	2 3

グループ名	代表者名	活 動 内 容	会員数
させぼ介護相談員虹の会	森山 節子	施設利用者への傾聴活動による行政、施設との橋渡し	3 2
要約筆記佐世保び~どろ	牛島 徹	聴覚障がい者への文字通訳	1 1
S.B.Cクラブ	松田 武幸	弓張岳公園の清掃活動 (年3回程度)	1 2
にほんごクラブ佐世保	松鳥 厚子	外国人へ日本語の支援、国際交流イベント	1 1
小佐々町防犯パトロー ル隊 (黒石地区)	石田 久	地域内の防犯パトロール及び環境美化	8 2
九十九島の会	伊藤 一喜	九十九島の自然観察、漂着ゴミ清掃、調査・啓発	4 9
ふるさと自然の会	川内野 善治	自然体験会・調査・会報発行など	1 3 0
かずら会	山田 よし子	認知症予防プログラムの普及	1 3
させぼ地域ねこの会	徳永 良子	地域ねこの啓発普及活動、地域ねこについての相談	9
さくらんぼクラブ	宗 明美	絵本、パネルシアター、紙芝居などの出前読み語り	5
サセボハーモニカクラブ	松尾 トシ子	福祉施設等でのハーモニカ演奏活動	1 2
特定NPO法人葵会	吉村 市代	乳がんの早期発見の啓発、乳がん患者へのサポート	2 7
佐世保学生ボランティ ア協会	柳原 ひなた	学生による社会貢献と自身の成長を目的とした活動	5 4
大地といのちの会	吉田 俊道	ゴミ減量、食育推進、有機農業の振興、環境保全など	5 0 4
音楽ユニット「ゆう佳」	谷垣 ゆう子	施設、病院等での出前コンサート	2
特定NPO法人スペシャ ルオリンピックス日本・ 長崎佐世保支部	宮崎 隆夫	知的障がい者のスポーツトレーニングと大会出場	7 7
育児支援ボランティア 「させぼっ子・応援たい」	迎 純子	育児中の母親支援、講演会・母親の勉強会等での託児	3 0
黒島ハッピー隊	末吉 順子	独居高齢者等への配食、地域清掃、移動カフェ	1 0
佐世保空襲を語り継ぐ会	木原 秀夫	佐世保空襲の伝承、平和教育、空襲資料館の開設	1 3
Animal Rescue 佐世保	永谷 かおり	迷い犬や飼育放棄犬の保護や情報発信、パネル展	9
虹色笑いよかんね~ クラブ	久保山 絹代	簡単に笑うだけのエクササイズ「笑いヨガ」の提供	1 5

グループ名	代表者名	活動內容	会員数
佐世保隣人愛の会	松本 幸子	ホームレス・困窮者への食糧、衣料、薬等の支援	1 0
希望の会	田中 アイ子	布綿類・石鹸・タオルを収集し、高齢者施設へ寄贈	1 0
特定NPO法人 ふれあいサークルあんず	宮本 智美	学生や外国人等への着付け体験教室、帯舞披露	1 4
させぼおもちゃ病院	近藤 一郎	おもちゃの修理(毎月第3土曜日)	1 0
ペプにゃん	髙野 淳子	積み木おもちゃ「カプラ」を用いた子育て支援	5
TEAM SEA TURTLE	濵本 香奈	生物の保全、景観の維持、川・海の清掃活動	3 0
公益社団法人隊友会 長崎県隊友会佐世保支部	豊住 太	国民と自衛隊との懸け橋、防災ボランティア活動	1, 007
長崎ミュージック・ケア 研究会「きらきらの会」	久部 美佳子	福祉施設等でミュージック・ケア(音楽療法)の実施	1 3
江迎地区みんなの食堂 実行委員会	田中 美佐子	みんなの食堂の開催、フードドライブ・パントリー	5
江迎千灯籠まつり 実行委員会	長谷川 才造	江迎千灯籠まつりの実施	1 3 1
ワクワクくらぶ	相川 加津美	子ども食堂と学習支援の実施	7
ひょっとこと 愉快な仲間達	藤川 和敏	施設、町内会行事、学校、お祭り等での持ち芸披露	1 0
佐世保子ども劇場	田向 廣子	子ども達の舞台劇鑑賞や体験活動、人形サークル等	1 0 0
つくもハーモニカクラブ	末竹 宏章	公民館・学校・施設でのハーモニカ演奏活動	1 0
パソボラ・こころの かけはし	吉浦 正利	意思伝達ソフトによるコミュニケーション支援	1 1
佐世保インターナショ ナルレディースクラブ	中村 尚子	国際親善、外国人との文化交流、施設訪問、募金活動	7 9
たすけ愛サークル	前田 龍太郎	献血サポーター、スマートフォン講座、3R活動等	4
佐世保伴友会	久保 宏記	視覚障がい者のガイド、ガイドボランティア育成	1 0
地域食堂えんち	男澤 不二美	子ども達の居場所づくり、世代間交流、食事会、配食	8
佐世保認知症支援ボラ ンティアの会 グループおれんじ	折原 民子	寸劇披露、地域での声掛け・相談・安否確認	3 8
させぼ山手研究会	檜槇 貢	斜面居住地の空き家空き地調査と提案、機関紙発行	17

グループ名	代表者名	活動內容	会員数
こども食堂宝ハウス	立石 多恵子	子ども食堂(毎週水曜日)	1 0

登録団体 52グループ 登録人員 2,952名

(3) 食事サービスボランティアグループ

一人暮らし老人や高齢者世帯などを対象に、ふれあい型の食事サービスを提供するボランティアグループです。会食や弁当の宅配を通じて、各種相談の受付や孤独感の緩和など、援護を要する人々の福祉増進に寄与しているほか、地域ボランティアの発掘と醸成に大きな役割を果たしています。

(令和5年4月1日現在)

No.	地区名	町 名	グ ル ー プ 名	代表者名	会員数
1	宮	宮地区全町	宮ひまわり会	重本 照弥	1 3
2	三川内	三川内地区全町	三川内地区福推協食事サービス	桒野 健次	2 0
3	江 上	有 福 町	光の丘食事サービス	角田 主税	1 9
4	早岐	勝海町	勝海町桃山会	南里 やよい	7
5	十 政	花高4丁目	やまびこ花寿美会	坂本 康幸	1 7
6	日 宇	黒髪町2の2組	黒髪町2の2組自治会食事サービスグループ	山崎 晏広	13
7	Н 1	大 岳 台	大岳台町「ふれあい食事会」	荻窪 麻衣子	1 0
8		西 天 神 町	西天神町食事サービス	日髙 直子	2 0
9	天 神	東浜町1組	東浜町一組食事サービス	祖母井 順子	1 5
10		十郎 新町	十郎 むつみ会	久野 トミ子	2
11		東山町1組	たんぽぽ会	原 田 泉	1 0
12		大宮町2組	大宮町2組食事サービス	平島 三郎	6
13		大 黒	大黒団地自治会	藤井勝美	18
14		大黒町2組	大黒町二組婦人部	藤田 貞子	2 0
15	福 石	大黒町3組	大黒3組婦人部	中島 早苗	1 0
16		大宮町3組	大宮町三組トマトの会	笹山 愛一郎	1 1
17		大宮町1組	大宮町1組食事サービス	山田 隆治	6
18		大宮町4組	大宮町四組公民館 もみじ会	野副 芙美子	1 4
19		大 宮 町	大宮はなみずきサロン	坂本 光恵	4
20		稲荷町4組	稲荷町四組食事サービス(荘和会)	光武 紀美子	3
21	木 風	木風町2組	木風ふれあい食堂食事サービス	森 佐世美	7
22		木風町1組	若葉会食事サービス	田端 アサノ	9
23		潮 見 町	潮見町婦人部食事サービスグループ	田原 トシ子	6
24	潮見	トーカンマンション	やよい会	永田 登子	4
25		若葉町3組	若葉町3組老人クラブ 若治会	加納 光子	1 6
26		白 木 町	白木町自治会婦人部	大野 喜代子	休止中
27	小佐世保	東小佐世保町	東小佐世保町婦人部	前田 佳奈	9
28	4 Immyr	西高梨町	西高梨町公民館婦人部	笠原 良子	1 0
29		東 高 梨 町	東高梨食事サービスハッピーA	服部 京子	1 0

No.	地区名	町 名	グ ル ー プ 名	代表者名	会員数
30	光 園	祇園町	祇園町2組 緑寿会	小林 政幸	6
31	山 手	折橋町4組	折橋町4組自治会	吉田 宣康	5
32	32	梅田町	梅田町食事サービスボランティアグループ	佐藤 フサ子	1 7
33	清 水	石 坂 町	石坂さくら会食事サービス	三好 卓	6
34	1	谷 郷 町	にじいろ食堂	長尾 聡美	2
35	+ 4	赤崎町1組	赤崎1組公民館食事サービス	末吉 民子	9
36	赤崎	小 島 町	小島町婦人部民生委員クラブ	里崎 和子	1 9
37	九十九	俵 ヶ浦 町	俵ヶ浦町食事サービス	佐伯 公子	1 4
38		野 崎 町	のざきおしゃべり会	長嶺 さつき	休止中
39	春 日	春日地区全町	春日地区食事サービス	高倉 逸子	1 5
40		桜 木 町	桜木町公民館老人部食事会	川原 鏡子	9
41	中里皆瀬	下本山町	下本山きしの会	原 初美	1 0
42	42 43 44 大 野	大野地区全町	大野地区福推協食事サービス	河内 秀之	1 1
43		泉福寺3組	高齢者見守り食事会	林 田 勝	5
44		乙 女 橋	乙女橋さくら会食事サービス	山内 俊信	1 8
45		原 分 町	坂の下成寿会食事サービス	山本 清和	1 7
46		柚木地区全町	柚木地区食事サービス	小川 則弘	6 8
47	柚木	柚木地区	柚木柚子の会	梶山 君江	1 2
48		柚木元町3組	もとふれ食事サービス	野寄 千津子	9
49	─ 相	棚 方 町	芙蓉の花の会	青木 朝子	1 5
50		日 野 町	サロン新町食事サービス	山口 ひとみ	7
51	黒 島	黒島地区全町	黒島ハッピー隊	末吉 順子	1 5
52	吉井	吉井全町	吉井地区食事サービス		5 3
53	世知原	世知原全町	世知原地区食事サービスのわかば会		2 1
54	小佐々	小佐々全町	小佐々地区食事サービスふれあいボランティア		2 0
55	江 迎	江迎全町	江迎地区ふれあい食事サービス		6 9
É	計	2 5 地区	55グループ		789